

い。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 27 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	防災計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	フィリピン及び東南アジア

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）は、台風、洪水、地震、火山等の自然災害多発国であり、世界リスク指標¹（World Risk Index、2024 年）にて世界 193 ヶ国のなかで 1 位に順位付けされている。地震に関しては、過去にミンダナオ島地震（1976 年、M7.8、死者 8000 人以上）、ルソン島中部地震（1990 年、M7.6、死者 1600 人以上）等の大規模地震による被害が発生している。

マニラ首都圏は、南北に横断する活断層やマニラ湾沖の海溝などに起因した大規模地震が発生し得る地形条件に位置し、2004 年に JICA の支援で策定したマニラ首都圏地震防災対策計画調査（Metro Manila Earthquake Impact Reduction Study。以下、「MMEIRS」という。）では、建物倒壊による死者が約 34,000 人、（ウェストバレー断層、M7.2）、二次災害として火災延焼による死者が約 18,000 人と推定された。同首都直下型地震のほか、フィリピン地震火山研究所によると地震海溝型地震によるマニラ湾等での津波（平均海面で 3.5m、満潮時に 5.5m）が推定されており、同国の政治・経済の中心的な役割を担う都市機能・住民・産業を守り、国家の持続的可能な開発を目指す上で、優先度及び緊急性が高い課題である。

市民防衛局（Office of Civil Defense。以下、「OCD」という。）は、2010 年に制定された「災害リスク軽減・管理（Disaster Risk Reduction and Management。以下「DRRM」という。）法」によって、国家災害リスク軽減管理評議会（National Disaster Risk Reduction and Management Council：NDRRMC）²の事務局として DRRM 活動の中心的組織に位置づけられ、同国における予防・軽減から緊急対応まで、幅広い活動の実施及び促進を役割としている。JICA は「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」（2019-2025 年）」を通じて、地方管区（Region）及び地方自治体（Province、City、Municipality）において、NDRRMC に集約される国家防災体制の技術的なサポートのもと、自然災害

¹ <https://weltrisikobericht.de/worldriskreport/>

² 国家災害リスク軽減管理評議会（National Disaster Risk Reduction and Management Council：NDRRMC）は、国レベルの防災全般における政策立案、調整作業を所掌機関である。議長は国防省（Department of Defense：DND）大臣が勤め、その他政府機関やステークホルダーによって構成される。

による人的及び経済的被害削減のための防災施策立案、実施及びモニタリング体制の整備に取り組んでいる。

近年、同国の大首都圏であるグレーターメトロマニラにおける地震・地震による災害リスクが、政府関係者のみならず、一般市民や民間事業者において関心が高まり、対策の実施に係る各機関の防災計画の見直しが検討されている。OCD を含むフィリピンの防災行政機関は、2004 年に策定 MMEIRS 及び 2013 年にオーストラリアの支援プロジェクト「Enhancing Risk Analysis Capacities for Flood, Tropical Cyclone, Severe Wind and Earthquake for the Greater Metro Manila Area」で策定されたグレーターメトロマニラにおける洪水、台風、地震に係るリスク評価をもとに取り組むものの、これまでの経済開発により急増したインフラ・建物の情報を十分に反映できていない。このため、これら防災対策の計画の更新による防災事業の再検討が求められている。

このような背景から、フィリピン政府から地震津波防災計画の見直し、及び各自治体及び関係機関における対策の検討・実施、並びに首都圏広域の防災体制構築に係る技術協力が要請された。本詳細計画策定調査では、プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、協力内容等を整理し、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析し、プロジェクトの実施に係る合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2025年6月中旬～2025年6月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）
の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、フィリピン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務（2025年6月下旬～2025年7月中旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) 地震津波防災計画における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ) 既存のグレーターメトロマニラ地域での防災計画の実施状況及び事業の進捗について情報収集・確認する。
 - ウ) 災害リスク情報およびインベントリー情報の管理体制について、現状・課題を確認し、対応策（人材育成、データ管理に係る機材等）を検討する。
 - エ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2025年7月中旬～2025年8月下旬）

- ① 担当分野における事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 担当分野における PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関す

るガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文・電子データ）

2025年8月25日（月）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年6月22日～7月12日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画・環境社会配慮（JICA）

ウ) 防災計画（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

マニラ首都圏地震防災対策計画調査

（最終報告書要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_11763729.html

大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト

（最終報告書要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_118_12146049.html

フィリピン地震火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2113_pilipinas.html

災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ２ 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1500454_1_s.pdf

災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト 終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12235735.pdf>

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について

て同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上